本号で公布された法令のあらまし

◇**輸出貿易管理令の一部を改正する政令**（政令第一三七号）（経済産業省）

1　北朝鮮を仕向地とする貨物の輸出について、経済産業大臣の承認を要する期限を平成三一年四月一三日までとすることとした。（附則第三項関係）

2　この政令は、公布の日から施行することとした。

政　令

輸出貿易管理令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十九年四月十二日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第百三十七号

輸出貿易管理令の一部を改正する政令

内閣は、外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第四十八条第三項の規定に基づき、この政令を制定する。

輸出貿易管理令（昭和二十四年政令第三百七十八号）の一部を次のように改正する。

附則第三項中「平成二十九年四月十三日」を「平成三十一年四月十三日」に改める。

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

経済産業大臣　世耕　弘成

内閣総理大臣　安倍　晋三